令和８年（フ）第１７２０号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番13―106号
破産者　近藤　浩介
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２５号
川崎市高津区下作延１丁目８番11号　ハイツ越水　203
破産者　田尻真奈美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
川崎市多摩区西生田１丁目11番15号　エミネンス　105
破産者　西澤　美幸
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４６号
川崎市中原区田尻町64番地１　平間シティハウス　602
破産者　齋藤　正一
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２７５号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1395番地12
破産者　中村　亮介
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５０号
相模原市中央区清新２丁目７番16号　エクセル清新Ⅱ107
破産者　三津木一美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２７７号
東京都墨田区東向島６丁目34番18―304号渡辺ビル、開始決定時の住所相模原市緑区西橋本３丁目２番36号　塚場ハイツ№３　205
破産者　萩原　伊織
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３３３号
相模原市緑区西橋本１丁目24番２―1102号
破産者　小林　英昭
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１６４号
福井県今立郡池田町寺島第14号８番地
破産者　広田　和見
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７９号
福井市御幸３丁目１番25号、旧住所福井市上野本町四丁目1820番地
破産者　多田　篤司
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
福井県坂井市春江町西太郎丸第３号33番地７、旧住所福井県坂井市春江町中筋第32号１番地６
破産者　網谷　　涼
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
長野県松本市埋橋１丁目５番18号　ステイツコア埋橋　501号室
破産者　深沢　　豊
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２２号
長野県安曇野市豊科南穂高473番地20
破産者　山本　陽子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５０号
長野県松本市寿中１丁目20番６号
破産者　宮嶋　千春
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第３７３号
岐阜市鏡島精華２丁目３番28―303号（ソシエ2002）、開始決定時の住所岐阜市鏡島西３丁目６番６号
破産者　所　　嘉弘
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１２８号
岐阜県関市東山40番地
破産者　亀井　稔文
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２３２６号
愛知県瀬戸市品野町３丁目245番地の17
破産者　淀　　皆緒
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４７号
愛知県瀬戸市西原町１丁目131番地の３レッドバッド201、従前の住所愛知県豊田市美里５丁目12番地13　アメニティⅡ303号
破産者　高梨　敬史
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部